

## 心理学研究科犯罪心理学専攻（修士課程）3つのポリシー

### ディプロマ・ポリシー

駿河台大学大学院心理学研究科（以下、本研究科という）犯罪心理学専攻（以下、本専攻という）は、建学の精神「愛情教育」を基本理念とした教育を通じて、本研究科及び本専攻の教育目的・目標に定める人材を育成することを目的としており、本研究科及び本専攻が定める大学院学則別表第Ⅰのカリキュラム表に示される各科目群の修了要件を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格すること、すなわち、本研究科のディプロマ・ポリシーに掲げる各要件及び下記1～6の要件を満たしたときに修士（心理学）の学位を授与します。

- 1.犯罪心理学を中心に、法心理学を含めた心理学領域に関する基礎的・専門的知識を修得していること。
- 2.犯罪心理学を中心に、法心理学を含めた心理学領域で用いる検査法や調査・分析技法などを修得していること。
- 3.犯罪心理学を中心に、法心理学を含めた心理学領域をめぐる現実的諸課題について、その原因、解決方法を心理学の諸理論から考察し、実証的に検証する能力を身に付けていること。
- 4.司法・矯正・保護の場における心理学的活動及び研究に関する倫理を遵守する姿勢を身に付けていること。
- 5.本大学院並びに本研究科の教育目的等に沿って定められた大学院学則別表第Ⅰに示される本専攻の修了要件を満たすこと。
- 6.必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格すること。

### カリキュラム・ポリシー

本専攻は、ディプロマ・ポリシーを達成するために、本大学院及び本研究科のカリキュラム・ポリシーに掲げる方針のほか、次の方針のもと、体系的な教育課程を編成・実施するとともに、同ポリシーの各要件の評価を総合的に行います。教育内容、教育方法、評価については以下のとおりです。

#### 1.教育内容

- (1) 本専攻の教育上の目的・目標を達成するために犯罪心理学、法心理学及び関連分野に関する必要な授業科目を開設し、体系的な教育課程を編成する。
- (2) 犯罪心理学の高度の専門的知識と技能を持ち、司法・矯正・保護の現場で生ずる諸問題に対して実践的に対処し、解決を支援することができる能力を涵養する教育課程を編成する。

#### 2.教育方法

- (1) 講義、演習等を体系的に組み合わせた授業を通じて、犯罪心理学を中心とした高度の専門的知識・能力・技能を培う。
- (2) 学生の多様なテーマ設定に対応するとともに、関連する専門分野の複数の教員が論文作成等の研究指導及び審査を行う体制を確保する。

### 3.評価

- (1) 各科目のシラバスに定める成績評価に基づいて評価する。
- (2) 本研究科が定める学位論文審査基準に基づく修士論文の審査及び試験を行う。

## アドミッション・ポリシー

建学の精神である「愛情教育」のもとで高度な専門的知識を学ぶ中で、心理学の基礎的知識を持ち、人間と社会に対する旺盛な関心を持ち、その多様性を受け入れ、誠実かつ持続的に研究に打ち込むとともに、司法・矯正・保護等の現場で求められる諸問題の心理学的理解と解決を実際的に支援しようとする意欲を持つ学生・社会人を求めます。また、大学院教育は、大学等における学びの基礎の上に成立しますので、以下のことを求めます。

1. 学士課程相当の心理学の専門的知識・能力・技能を身に付けていること。
2. 本専攻で必要な深い学識を身に付けたいという意欲と態度を有していること。
3. 人間と社会に対する旺盛な関心を持ち、その多様性を受け入れる態度を有していること。
4. 誠実かつ持続的に研究に打ち込む意欲と態度を有していること。
5. 高度専門職業人として、司法・矯正・保護等の現場で求められる諸問題の心理学的理解と解決を実際的に支援しようとする意欲と態度を有していること。

本専攻では、以上のような入学者を選抜するため、学力試験、面接試験、書類審査等により、多様かつ総合的な評価による入学者選抜を設けます。

[2023年4月改定]